

「県営ほ場整備事業（担い手育成型）」  
に係る環境配慮検討書  
はた どの しと  
(機殿下地区)

平成 1 1 年 1 月  
三重県農林水産商工部

1 事業計画の名称、目的及び内容

(1) 名称	県営ほ場整備（担い手育成型）事業	
(2) 目的	<p>本地区は松阪市の東部に位置し、一級河川櫛田川の兩岸、魚見町、川島町、東久保町の農地を対象とする約96haの区域である。農地の現状は、小区画には整形されているが、農道の幅員不足による大型機械の進入阻害、水路は狭小かつ用排水路であり機能障害による用水不足、乾田化阻害、排水の停滞により、維持管理に多大な労力を要し、営農に支障を来している。このような状況から大区画ほ場整備を実施することにより、土地利用型農業のコスト低減、農地の集団化を行い、担い手農家に集積することで農業の近代化を推進する。</p>	
(3) 事業主体	三重県 農林水産商工部 農業基盤整備課	
(4) 計画内容	①計画地の位置（位置図を添付する）・面積等	松阪市魚見町、川島町、東久保町 （別図1のとおり） 受益面積 96ha
	②建物・施設等の概要（用途・規模・面積・配置（配置図を添付すること）等）	用水路 幹線 L=1.9km 3面コンクリート H0.7~0.8×B1.5 支線 L=12.2km パイプライン φ75~φ300 調圧水槽 B3.7~4.7×L3.7~4.7×H4.0~5.0 5ヶ所 排水路 支線 L=12.1km 縦立揚水 H0.4~0.9×B0.4~2.5 排水機場 B10.0×L10.0×H11.0 1ヶ所 農業近代化施設用地 0.6ha
	③土地利用計画	現況未整備農地A=115haを、大型機械の導入に合わせて、100m×100m区画、及び100m×30m区画を標準として整地を行なう。これに合わせて農道、用水路、排水路を設置する。生活環境整備として、集落道路、集落排水路を整備する。非農用地は集落道路、集落排水、機械格納庫都市計画道路等を創設する。
	④用水の使用計画	櫛田川用水より取水をし、灌漑を行なう。
	⑤エネルギーの使用計画	—
	⑥雨水の排水計画	地区内排水路を流下し、櫛田川、中の川の各河川に排水する。
	⑦汚水の排水計画	家庭雑排水は地区内の集落排水路を流下し、櫛田川、中の川へ排水する。
	⑧着工の予定時期	平成11年9月着工予定
	工完工及び供用開始の期 期予定時期	着工より5ヶ年で完了予定
(5) 関連事業計画	—	
(6) その他	—	

## 2 事業計画地及びその周辺の概況

### (1) 環境の現況

① 気 象	<p>計画地最寄りの 津測候観測所における観測データは、次のとおりである。</p> <p>a. 気 温： 年平均気温： 15℃</p> <p>b. 降 水 量： 年平均 1,707.8mm</p> <p>c. 最多風向： 西北西</p> <p>d. 風 速： 最大風速 36.8m/s</p>
② 水 象	<p>計画地区周辺の河川分布等の状況は、次のとおりである。</p> <p>a. 河川分布： 1級河川櫛田川</p> <p>b. 河川流量： 最大3470m<sup>3</sup>/s 平水10.9m<sup>3</sup>/s 低水7.0m<sup>3</sup>/s (両郡橋)</p> <p>c. 河川水質： 類型A(櫛田橋)</p>
③ 大気質等	<p>a. 大気質：事業による大気質への影響はなし。</p> <p>b. 騒 音：騒音発生源がないことから、静穏な環境にあり、環境基準を満たしていると思われる。</p> <p>c. 振 動：振動発生源がないことから、問題ないと思われる。</p>
④ 自然環境	<p>a. 地形、地質</p> <p>(a)地 形： 標高1～5m。</p> <p>(b)特筆すべき地形：計画地及びその周辺には分布していない。</p> <p>(c)地 質： 沖積層からなる砂礫層地質である。</p> <p>b. 植 物</p> <p>(a)植物の概要：地域一体は水田及び畑地の雑草群落で占められている。</p> <p>(b)貴重な植物固体：計画地周辺において貴重な植物固体は分布していない。</p> <p>(c)貴重な植物群落：計画地周辺において貴重な植物群落は分布していない。</p> <p>c. 動 物</p> <p>(a)動物相の概要：地区周辺の櫛田川には一般的な魚類が生息している。</p> <p>(b)貴重な動物：計画地周辺において貴重な動物は生息していない。</p> <p>d. 自然景観</p> <p>(a)自然景観の概要：全体的な景観は都市近郊の田園地帯で櫛田川の堤外地に広がる農村地域である。</p> <p>(b)貴重な自然景観：貴重な自然景観は見られない。</p> <p>e. 史跡、名勝、天然記念物</p> <p>(a)史跡、名勝、天然記念物：計画地及びその近傍には指定されているものはない。</p> <p>(b)埋蔵文化財包蔵地：計画地及びその近傍には指定されているものはない。</p> <p>f. 野外リクリエーション他</p> <p>計画地周辺には、野外リクリエーション施設等はない。</p>

(2) 社会的条件の現況

① 交通の現況	<p>a. 計画地周辺の主要道路網及び公共交通機関は国道23号線、近鉄志摩線がある。</p> <p>b. 国道23号線は朝夕の通勤時に一部の区間で渋滞は見受けられるが特に支障はない。</p>
② 土地利用の現況	<p>計画地の現況土地利用は、殆どが水田で、一部畑地、イチゴハウスが点在している。</p>
③ 水域利用の現況	<p>榑田川両岸に展開する農地であり、榑田川用水を取水し小水路に灌漑をしている。</p>
④ 生活関連施設の現況	<p>a. 上、下水道の整備状況：上水道は完備されているが、下水道の整備については農業集落排水事業により整備を進める計画である。</p> <p>b. 産業廃棄物処理施設の整備状況：一般廃棄物については松阪市他6ヶ町村の衛生組合、建設廃棄物は市内のリサイクル施設及び処理場で処理をしている。</p> <p>c. 学校、医療施設等の立地状況：計画地周辺に機殿小学校がある。</p>

(3) 関係法令等による地域の指定・規制状況

① 自然環境保全地域等の指定状況	<p>自然環境保全地域（地区）、自然公園地域（区域）、鳥獣保護区の指定状況</p> <p>a. 自然環境保全地域（地区）： 指定された地域はない。</p> <p>b. 自然公園地域（地区）： 指定された地域はない。</p> <p>c. 鳥獣保護区： 指定された地域はない。</p>
② 土地利用の規制現況	<p>都市計画法、農業地域振興法、森林法等の規制状況</p> <p>a. 都市計画法： 地域は指定されているが、地区内は農振農用地である。</p> <p>b. 農業地域振興法： 農業振興地域、農用地区域に指定されている。</p> <p>c. 森林法： 指定された地域はない。</p> <p>d. 河川保全区域： 榑田川堤防法尻より9m間が河川保全区域に指定されている。</p>

### 3 事業計画地の選定事由

松阪市では、経営規模の停滞、生産性向上の立ち遅れ、担い手の高齢化等、切迫した情勢を踏まえ、遅れている基盤整備事業を推進するため、平成元年3月に「松阪市ほ場整備事業10カ年計」を樹立した。松阪市の生産基盤は農村総合整備パイロット事業から始まり現在まで県営ほ場整備事業を中心に進めてきたが、整備率は実施中のもも含めて約50%と低い水準である。

本地区は、櫛田川兩岸の魚見町、川島町、東久保町を対象にした地域であり、県営ほ場整備事業東黒部地区と県営ほ場整備事業機殿地区に囲まれた未整備地区で、櫛田川右岸側ではこの地区を整備すれば、大半の整備が完了することになる。

機殿下地区の整備が完了できれば櫛田川右岸側の農業生産面において一体的に関連付けることができ、担い手への農地集積、農業の低コスト化を図ることができる。

また、櫛田川左岸の計画地区については、右岸計画地区と多数の出入作があり、農地の集団化を促進すため、換地上一体的に処理する必要があるので事業区域とした。

4 事業計画に対する環境配慮の内容

(1) 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築への配慮

環境配慮事項		講じようとする環境配慮の内容又は方針
主な環境配慮の視点		
① エネルギーの有効利用に努めること	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 省エネルギー化</li> <li>b 自然エネルギーの利用</li> <li>c 未使用エネルギーの利用</li> </ul>	省エネルギー型の工事機器を使用するなど、エネルギーの有効利用に努める。
② 資源の有効利用に努めること	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 環境への負荷の少ない資材等の使用</li> <li>b 再生資材の使用</li> <li>c 間伐材の活用</li> </ul>	道路工の敷砂利は再生路盤材の利用を図る。
③ 適正な水循環の確保及び適切な水利用に努めること	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 透水性舗装の実施</li> <li>b 中水道・雨水利用施設の設置</li> </ul>	特になし
④ 廃棄物の適正処理に努めること	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 廃棄物の発生抑制・減量化</li> <li>b 廃棄物のリサイクル</li> <li>c 廃棄物の処理</li> </ul>	発生するコンクリート、アスファルト残材については、リサイクル処理施設に搬送し、資源の有効利用を図る。
⑤ 周辺環境への負荷の低減に努めること	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 大気汚染の防止</li> <li>b 騒音・振動の防止</li> <li>c 悪臭の防止</li> <li>d 水質汚濁の防止</li> <li>e 土壌汚染の防止</li> <li>f 地盤沈下の防止</li> <li>g 地球温暖化の防止</li> <li>h オゾン層の保護</li> </ul>	<p>工事対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 工事にあたっては、沈砂地等を設置し、降雨時に濁水が流出しないよう留意する。</li> <li>② 地区周辺には、宅地等あるため、低騒音、低振動、低公害型の重機を使用する。</li> </ul>

(2) 人と自然が共にある環境の保全への配慮

環境配慮事項 主な環境配慮の視点	講じようとする環境配慮の内容又は方針
<p>① 貴重・希少な野生生物等の生育・生息空間の確保に努めること</p> <p>a 野生生物の生育・生息環境に配慮した工事工程・工法等の採用</p> <p>b 野生動物の移動性の確保や落下死等の防止、光による野生動物への影響防止、代替生息地の確保など</p> <p>c 野生植物の移植・代替生育地の確保や伐開地等の林縁の復元など</p> <p>d 森林・里山等の樹林地及び海岸等の水際線や砂浜・磯浜など野生生物の生育・生息空間の確保</p> <p>e ビオトープや緑のネットワークなど野生生物の生育・生息空間の整備・創造</p>	<p>貴重な野生生物は生息していないが、計画区域内では必要最小限度のコンクリート構造物を計画し、道路、水路の法面等は植物が生育できるよう土造工法を採用する。</p>
<p>② 地形・地質等の改変の抑止に努めること</p> <p>a 自然に配慮した工法による水辺・河床や護岸等の改変</p> <p>b 山地地域にあつては、原生的な自然を有する地域の保全や特異な地形・地質等のすぐれた自然風景地の保全、溪流や湖沼の自然水際線の保全</p> <p>c 平地・丘陵地域にあつては、多様な生態系が保持されている湿地等の保全、湧水等の水源地域の保全、河川や湖沼の自然水際線の保全</p> <p>d 市街地地域にあつては、現存する樹林地の保全や自然水際線の保全</p> <p>e 沿岸地域のあつては、自然海岸の水際線の保全、自然海浜の保全、藻場・干潟の保全及び地域特性に応じた人工海浜や藻場・干潟の造成等の代償的な措置</p>	<p>掘削で生じる残土が発生した場合は、できる限り他公共事業等で利用するように努める。</p>

(3) やすらぎとおいのある快適な環境の創造への配慮

環境配慮事項 主な環境配慮の視点	講じようとする環境配慮の内容又は方針
① 現存する植生の保全と活用に努めること	該当なし
② 緑化に努めること  a 現地木・地域の特性に配慮した樹種による緑化 b 現地木・地域の特性に配慮した樹種による公園・緑地の整備 c 周辺との連続性に配慮した緑地の配置	該当なし
③ 地域特性に応じ、周辺環境との調和に配慮した景観の形成に努めること  a 良好な自然景観の保全・復元 b 良好な道路・沿道景観等の保全・創出 c 景観に配慮した建築物等の建設 d 郷土景観との調和	該当なし
④ 親水空間等の整備・創出に努めること  a 自然に配慮した身近な水辺の親水空間の整備・創出 b ため池・ダム湖周辺における親水空間の整備・創出 c 海岸・港湾等における親水空間の整備・創出	該当なし
⑤ 歴史的・文化的環境の保全と活用に努めること  a 埋蔵文化財の保全 b 歴史・文化の薫るまちなみ等の保全・整備	工事中に埋蔵文化財が出土したときは、その保全を図る。
⑥ 電波障害・日照障害・風害の防止に努めること	該当なし



(4) (1) から (3) の環境配慮内容のまとめ

事業計画に対して、次の配慮を行なう

- (1) 工事实施においては、沈砂地等を設置し、降雨時に濁水を下流河川に流さないよう留意する。
- (2) 工事实施において、希少な動物が発見されたときは、移動させ保護するよう努める。
- (3) 工事において、埋蔵文化財が出土したときは、その保全を図る。
- (4) 工事实施においては、必要最小限度のコンクリート構造物を計画し、道路、水路の法面等は植物が生育できるよう土造工法を採用する。